

清瀬市公共建築物等における多摩産材等利用推進方針

1. 目的

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、清瀬市内の公共建築物等の整備における多摩産材をはじめとする国産材（以下「多摩産材等」という。）の利用促進を図ることを目的とする。

2. 木材利用の意義

森林を適切に整備し、環境の保全や水源のかん養などの機能を発揮していくためには、地域の木材を有効活用していくなど、木の循環利用のための取組が必要である。

市は、多摩産材を利用することが、森林の適切な手入れだけでなく、健康や環境の面からも有効であることから、公共部門において多摩産材を率先利用して民間利用を促進するなど、多摩産材の利用を推進する。

加えて、国産木材の利用拡大が、日本各地における森林の適切な整備と災害の防止、林業の振興に寄与することを踏まえ国産木材の利用を推進する。

- (1) 木材の利用を通じた森林の伐採、植林及び保育による木材の持続的生産の促進と森林の持つ公益的機能の維持及び増進に寄与する。
- (2) 持続可能な森林から算出された木材を原材料として使用する環境物品等の調達を推進する。
- (3) 調湿効果や吸音効果、また人の心を和ませる効果等、木材の特性を生かした快適な公共空間を創出する。
- (4) 炭素固定機能を有し、加工に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ないことから、地球温暖化防止など環境負荷の軽減に寄与する。

3. 用語

本方針に使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 公共建築物 市が管理を行う建築物（外構を含む）をいう。（市の委託により管理される建築物を含む。）
- (2) 建築 新築、増築、改築、改修をいう。
- (3) 木造化 建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (4) 木質化 建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。
- (5) 公共工作物 市が事業主体となり施工する道路、河川、公園、上下水道等に係る工事により整備される工作物をいう。
- (6) 多摩産材 多摩産材認証協議会が定める制度により認証された木材をいう。

4. 基本的な事項

公共建築物等の整備に当たっては、整備目的及び関係法令を勘案したうえで、多摩産材等を広く使用することに努めるものとする。また、使用にあたっては、多摩産材等の使用が広く推進されるよう、普及啓発効果を高めるよう配慮しなければならない。

(1) 公共建築物

公共建築物の建築等に当たっては、次に掲げる場合を除き、施設の特性を踏まえて多摩産材及び国産材を使用し建築物の木造化、木質化を図るように努める。

- ア 建築基準法、消防法等の法令、施設設置基準等により適当でないと認められる場合
- イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合
- ウ その他、木造化及び木質化が困難と認められる場合

(2) 公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、次に掲げる場合を除き、多摩産材等及び多摩産材等を活用した木製品を使用するように努める。

- ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合
- イ その他、木製品の使用が困難と認められる場合

(3) 備品等

公共建築物の什器等の備品等は、多摩産材等を利用したものを使用するように努める。

(4) その他

公共建築物等において利用する木材の調達に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」によるものとする。

5. 多摩産材等の普及、PR

市は、市民に対して多摩産材等の普及、PRに努める。

6. その他

本方針の実施に当たっては、「清瀬市公共建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用」に基づき各部において主体的に取り組む。